



## 1 基本的事項

### 1 計画の趣旨等

- ▽ 宮城県犯罪被害者等支援条例(R6.4.1施行)に基づき知事が策定する計画
- ▽ 新・みやぎの未来ビジョン取組14「暮らし続けられる安全安心な地域の形成」やSDGsゴール5・16・17にも寄与
- ▽ 県を含む関係行政機関や団体等の施策・取組で構成



### 2 計画期間

- ▽ 国の「第4次犯罪被害者等基本計画」との整合から令和7年度を第1期に設定

区分	～R6	R7	R8～
県	改正前条例の計画	1期	2期
国	4次		5次

### 3 施策体系

犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現(条例第1条)



## 2 犯罪被害者等を支える14の基本的施策【77】

※【 】は各基本的施策内の施策数

### 基本目標1 精神的・身体的被害の回復・防止への取組【21】

#### 基本的施策1 安全の確保(第12条)【18】

緊急避難場所の情報提供及び同行支援/DV被害者等に対する支援/要保護女性・児童に対する支援/法律相談/再被害防止対策/ストーカー事案対応/「被害者等通知制度」及び加害者の矯正処遇・教育/学校における心のケア/犯罪被害防止のための防犯活動/特殊詐欺電話撃退/●刑事手続時の負担軽減/インターネット上の人権侵害対応/個人情報保護の徹底/二次的被害の防止/◆「心情等聴取・伝達制度」/◆「被害者参加制度・意見陳述制度」/◆「意見等聴取制度」/◆「被害者連絡制度」

#### 基本的施策2 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条)【3】

障がいをもつ犯罪被害者等への支援/精神保健福祉の相談機関における支援/女性のための相談機関における支援

### 基本目標2 損害回復・経済的支援等への取組【18】

#### 基本的施策3 居住の安定(第13条)【3】

県営住宅の活用による支援/民間賃貸住宅等による住宅セーフティネットの充実/民間賃貸住宅の媒介等に関する支援

#### 基本的施策4 雇用の安定(第14条)【3】

「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」の周知/就職支援窓口の運営/労働相談及び個別労使紛争あっせんの実施

#### 基本的施策5 損害賠償の請求に関する支援(第15条)【2】

仙台弁護士会犯罪被害者サポートセンターとの連携/損害賠償に係る各種制度の情報提供

#### 基本的施策6 経済的負担の軽減(第16条)【10】

犯罪被害者給付金制度の周知・運用/犯罪被害者等見舞金の支給/●刑事手続等における経費負担の軽減/「公費負担制度」の運用等/●一時避難に要する費用の負担/被害品の早期発見と還付/犯罪の水際対策/特殊詐欺事件の早期対応/緊急支援金の支給/自動車事故の被害者への支援

### 基本目標3 支援等のための体制整備への取組【21】

#### 基本的施策7 相談及び情報の提供等(第11条)【2】

各種相談窓口での相談対応/犯罪被害者支援制度の広報や周知

#### 基本的施策8 民間支援団体等に対する支援(第18条)【5】

DV被害者等支援団体/犯罪被害者等の自助グループ/自死遺族支援団体/犯罪被害者等早期援助団体/性暴力被害相談支援団体

#### 基本的施策9 人材の育成(第19条)【3】

▲各機関の職員の育成/県民や事業者の育成/▼死傷者多数事案の支援要員育成

#### 基本的施策10 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援(第21条)【8】

要保護児童に対する支援/障がいをもつ犯罪被害者等への支援/高齢者虐待防止対策/性暴力被害相談支援センター宮城/性犯罪相談電話の運用/性犯罪採取キットの整備/DV被害者に対する支援/一時避難に要する費用の負担

#### 基本的施策11 県民が県外で発生した犯罪等の被害を受けた場合等の支援(第22条)【3】

事件発生地が県外である場合の支援/他都道府県警察犯罪被害者支援室との連携/国外犯罪被害弔慰金等支給制度の運用

### 基本目標4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組【17】

#### 基本的施策12 学校における教育の実施(第20条)【6】

人権教室等による人権啓発活動/「命を大切に教育」等/DV防止啓発事業/自他を大切に教育/学校教育/教育機関への講師派遣/防犯教室等

#### 基本的施策13 普及啓発(第25条)【8】

「犯罪被害者週間」/被害者支援制度等/「公共交通事故被害者等支援フォーラム」/性被害防止啓発等/精神保健福祉/交通事故被害者/少年非行・犯罪等防止/消費生活

#### 基本的施策14 調査研究(第26条)【3】

市町村に対する実態調査/「命の大切さを学ぶ教室」の受講効果調査/性犯罪被害者協力医療機関アンケート

【注】 条例の条項単位で整理し、他の区分例を参考表示：●保護、捜査、公判等の過程における配慮等(国・他県) ◆刑事手続への関与拡充への取組(国) ▲支援従事者の二次受傷に対する支援(他県) ▼大規模事案における支援(他県)



# 宮城県犯罪被害者等支援計画(素案)の構成比較

## 【現行】宮城県犯罪被害者支援推進計画

第1章 基本的な考え方  
 1 計画策定の趣旨  
 2 推進期間  
 3 計画の内容  
 4 計画の構成  
 5 計画の推進

## 第2章 被害者等の現状

## 第3章 宮城県における被害者等支援のための施策 1 損害回復と経済的支援等

## 2 精神的・身体的被害の回復と防止

## 3 安全及び平穏な生活の確保

## 4 支援等のための体制整備

## 5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保

## 第4章 推進体制

## 【国】第4次犯罪被害者等基本計画

I 第4次基本計画の策定方針及び計画期間  
 1 第4次基本計画の策定方針  
 2 計画期間

## II 基本方針

III 重点課題  
 ①損害回復・経済的支援等  
 ②精神的・身体的被害の回復・防止  
 ③刑事手続への関与拡充  
 ④支援等のための体制整備  
 ⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保

## IV 推進体制

法律の条項単位で整理

V 重点課題に係る具体的施策  
**第1 損害回復・経済的支援等への取組**  
 1 損害賠償の請求についての援助等  
 2 給付金の支給に係る制度の充実等  
 3 居住の安定  
 4 雇用の安定

## 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供  
 2 安全の確保  
 3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

## 第3 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等  
**第4 支援等のための体制整備への取組**  
 1 相談及び情報の提供等  
 2 調査研究の推進等  
 3 民間の団体に対する援助

## 第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1 国民の理解の増進

## 宮城県犯罪被害者等支援計画(素案)

第1章 計画の基本的事項  
 1 計画策定の趣旨及び位置づけ等  
 2 基本理念  
 3 計画期間  
 4 進行管理

第2章 犯罪被害者等の現状  
 1 県における犯罪等の現状  
 2 県における犯罪被害等に関する相談の状況  
 3 犯罪被害者等が置かれている状況

第3章 施策推進の考え方  
 1 施策体系  
 2 推進体制

条例の条項単位で整理

第4章 犯罪被害者等を支える14の基本的施策  
**基本目標1 精神的・身体的被害の回復・防止への取組**  
 基本的施策1 安全の確保(12条)  
 基本的施策2 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(17条)

**基本目標2 損害回復・経済的支援等への取組**  
 基本的施策3 居住の安定(13条)  
 基本的施策4 雇用の安定(14条)  
 基本的施策5 損害賠償の請求に関する支援(15条)  
 基本的施策6 経済的負担の軽減(16条)

**基本目標3 支援等のための体制整備への取組**  
 基本的施策7 相談及び情報の提供等(11条)  
 基本的施策8 民間支援団体等に対する支援(18条)  
 基本的施策9 人材の育成(19条)  
 基本的施策10 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援(21条)  
 基本的施策11 県民が県外で発生した犯罪等の被害を受けた場合等の支援(22条)

**基本目標4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組**  
 基本的施策12 学校における教育の実施(20条)  
 基本的施策13 普及啓発(25条)  
 基本的施策14 調査研究(26条)

## 宮城県犯罪被害者等支援条例

第1章 総則  
 1条 目的  
 2条 定義  
 3条 基本理念  
 4条 県の責務  
 5条 市町村の責務  
 6条 県民の責務  
 7条 事業者の責務  
 8条 民間支援団体の責務  
 9条 犯罪被害者等支援計画  
 10条 財政上の措置

第2章 基本的施策  
**11条 相談及び情報の提供等**  
**12条 安全の確保**  
**13条 居住の安定**  
**14条 雇用の安定**  
**15条 損害賠償の請求に関する支援**  
**16条 経済的負担の軽減**  
**17条 保健医療サービス及び福祉サービスの提供**  
**18条 民間支援団体等に対する支援**  
**19条 人材の育成**  
**20条 学校における教育の実施**  
**21条 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援**  
**22条 県民が県外で発生した犯罪等の被害を受けた場合等の支援**

## 第3章 推進体制

第4章 普及啓発  
 25条 普及啓発  
 26条 調査研究

## 第5章 雑則

## 【参考】福島県犯罪被害者等支援計画

第1章 計画の基本的事項  
 1 計画策定の趣旨  
 2 計画の位置付け  
 3 基本方針  
 4 計画の期間  
 5 意見の反映  
 6 進行管理  
 7 重点的な取組

## 第2章 犯罪被害者等の現状

第3章 施策推進の考え方  
 1 施策体系  
 2 推進体制

条例の条項単位で整理

第4章 具体的な施策の内容  
 施策の柱1 総合的な支援体制の整備・充実  
**1 相談及び情報の提供等**  
**2 大規模事案における支援**  
**3 県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等の支援**  
**4 人材の育成**  
**5 支援従事者の二次受傷に対する支援**  
**6 民間支援団体に対する支援**

施策の柱2 生活再建のための経済的支援  
**7 日常生活の支援**  
**8 居住の安定**  
**9 雇用の安定**  
**10 経済的負担の軽減**

施策の柱3 精神的・身体的被害の回復・被害の防止  
**11 心身に受けた影響からの回復支援**  
**12 安全の確保**

施策の柱4 県民の理解の増進と配慮  
**13 保護、捜査、公判等の過程における配慮等**  
**14 県民の理解の増進**  
**15 学校における教育の実施等**  
**16 個人情報適切な管理**